

議員提出第四号議案

参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書

二院制を採用している我が国における参議院の役割は、衆議院に対する抑制・均衡・補完の機能を通じて、国会の審議を慎重にし、これによって衆議院とともに、国民代表機関たる国会の機能を万全たらしめることにありとされている。

参議院議員選挙の選挙区は、当初、全国を一選挙区とする全国区に加えて、各都道府県を一選挙区とする地方区を設けることにより、結果として、都道府県ごとの地域事情を国政に届ける役割を果たしてきた経緯がある。

その後、比例代表制の導入などの諸改革が行われ、また、昨年七月十日には、一票の較差を是正するため、合区による参議院議員通常選挙が実施されたところである。しかし、合区された「鳥取県及び島根県選挙区」及び「徳島県及び高知県選挙区」においては、投票率の低下に加え、住民の声が届きにくくなることを不安視する意見が多く寄せられているとのことである。

ここにおいて、参議院議員選挙制度の改革に当たっては、歴史的、経済的かつ社会的に独自の意義を有し、一つの地域的なまとまりである都道府県を基本的な単位とする議論を行うとともに、今回の合区をあくまで緊急避難的措置とし、早急に解消させることが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

- 一 合区を解消し、各都道府県単位の制度に改めること。
 - 二 一票の較差に対する最高裁の判例を踏まえ、選挙制度の抜本的改革を行うこと。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十九年三月二十九日

大分県議会議長 井 上 伸 史

衆議院議長 大島理森殿

参議院議長 伊達忠一殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

総務大臣 高市早苗殿